

大和市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月27日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第49号

大和市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大和市小児医療費助成条例施行規則（平成7年大和市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「規定する老人控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この号において同じ。）」に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改める。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。